

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.955 2026.1.27

ネットジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター

2026年1月16日号

GDP統計の基準改定で

何が変わったのか

～日本経済の姿を再点検する

経済・金融フラッシュ

2026年1月19日号

ロシアの物価状況

(25年12月)

～インフレ鎮静化が継続、

前年比5%台まで低下

経営TOPICS

統計調査資料

景気ウォッチャー調査

(令和7年12月調査)

経営情報レポート

令和8年度 税制改正

一個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税

経営データベース

ジャンル: 労務管理 > サブジャンル: 会社と従業員の関係

従業員が交通事故を起こした場合

法的に解雇が認められる場合

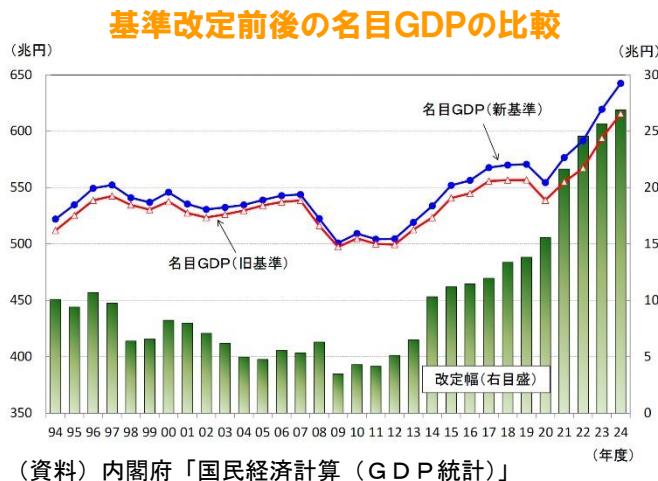
ネット
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

GDP統計の基準改定で 何が変わったのか ～日本経済の姿を再点検する

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

1 GDP統計（国民経済計算）は2025年12月に基準改定（2015年基準→2020年基準）が実施され、2024年度の名目GDPは26.9兆円（GDP比4.4%）上方改定された。



2 支出面では、民間企業設備、民間住宅、民間最終消費支出が主な上方改定要因であり、特にソフトウェア投資の増加が顕著である。一方で、無形固定資産の割合が高まったことに伴い固定資本減耗も大幅に上方改定され、純固定資本形成の増加は限定的となった。

3 生産面では、不動産業と情報通信業が大きく上方改定され、デジタル化や省力化投資の進展がこれまで十分に捕捉されていなかった可能性が示唆される。

4 分配面では、国内総所得の上方改定の大半が固定資本減耗によるもので、国民所得の増加幅は小さい。

雇用者報酬は近年下方改定され、労働分配率もやや低下した。

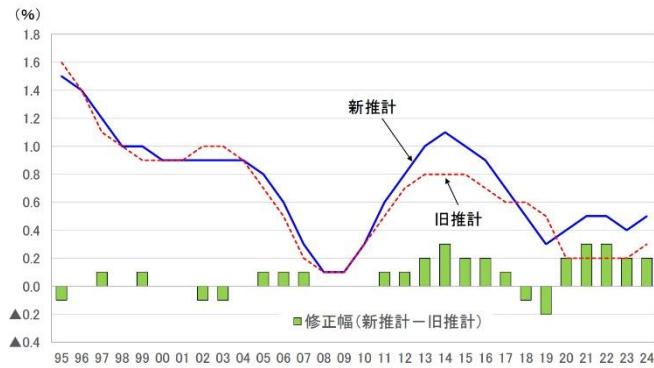
5 家計部門では、持ち家の帰属家賃の大幅上方改定により名目消費が上振れる一方、可処分所得が下振れしたため、家計貯蓄率は下方改定された。

実質ベースの家計消費の動向に大きな変化はなく、個人消費の回復が緩やかにとどまっているとの評価は変わらない。

6 成長率への影響は限定的だが、実質GDP成長率は小幅に上方改定され、それに伴い内閣府が推計する潜在成長率も0.2~0.3%程度引き上げられた。

基準改定によって日本経済の実力が実態として変わったわけではないものの、日本経済の成長力に対する過度な悲観論を見直す材料を提供したといえる。

潜在成長率(内閣府推計)の新旧比較



(注) 新推計は2020年基準、旧推計は2015年基準に基づく推計値
(資料) 内閣府

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」よりご確認ください。

ロシアの物価状況(25年12月) ~インフレ鎮静化が継続、前年比5%台まで低下

本レポートの文書（画像情報等含む）に関する著作権は、すべてニッセイ基礎研究所に帰属し、無断転載を禁じます。

1 結果の概要：前年比で総合指数、

コア指数のいずれも低下

1月16日、ロシア連邦統計局は消費者物価指数を公表し、結果は以下の通りとなった。

【総合指数(25年12月)】

- 前年同月比は5.59%、市場予想^(注1) (5.80%) から下振れ、前月 (6.64%) から低下した
- 前月比は0.32%、市場予想 (0.50%) から下振れ、前月 (0.42%) から減速した

【コア指数^(注2)(25年12月)】

- 前年同月比は5.44%、前月 (6.12%) から低下した
- 前月比は0.37%、前月 (0.32%) から加速した

(注1) bloomberg集計の中央値。以下の予想値も同様。

(注2) 生鮮食品など季節的要因による影響を受ける品目や管理品目を除いた指数。

ロシアの消費者物価上昇率



2 結果の詳細：1月は特殊要因もあり

インフレ率が急上昇

12月のロシアのインフレ率は前年比で5.59%となり、11月 (6.64%) から大幅に低下し、市場予想 (5.80%) も下

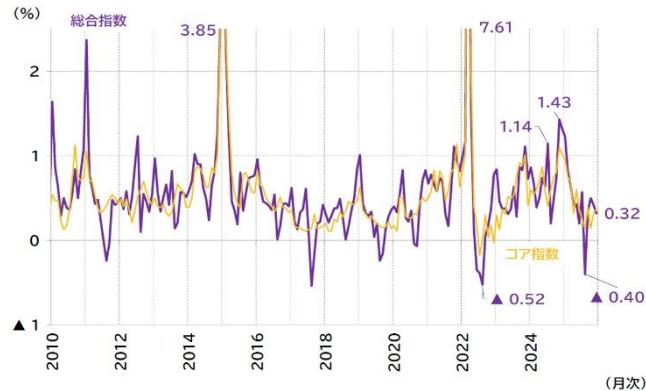
回った。3月 (10.34%) をピークに9か月連続で低下した。

なお、ロシア中銀はインフレ鈍化を受けて25年6月以降、12月まで5会合連続での利下げを決定している。

インフレ率を大分類別に見ると、12月の前年比伸び率は食料品が5.24%（前月：7.51%）、財（非食料品）が2.99%（前月：3.47%）、サービスが9.30%（前月：9.36%）となり、いずれの大分類でも低下、特に食料品と財の低下幅が大きかった。また、すべての大分類が低下するのは8か月連続となる。前年比寄与度では食料品が2.0%ポイント程度、財（非食料品）が1.0%ポイント程度、サービスが2.6%ポイント程度と見られる。

12月の前月比伸び率は、総合指数で0.32%（前月：0.42%）、コア指数で0.37%（前月：0.32%）と総合指数では低下、コア指数では上昇した。

ロシアのインフレ率(前月比)



経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気ウォッチャー調査

(令和7年12月調査)

内閣府 2026年1月13日公表

今月の動き(2025年12月)

12月の現状判断DI（季節調整値）は、前月差0.1ポイント低下の48.6となった。家計動向関連DIは、飲食関連等が上昇したものの、小売関連が低下したことから低下した。企業動向関連DIは、非製造業が低下したことから低下した。雇用関連DIについては、上昇した。

12月の先行き判断DI（季節調整値）は、前月差0.2ポイント上昇の50.5となった。企業動向関連DI及び雇用関連DIが上昇したものの、家計動向関連DIが低下した。なお、原数値でみると、現状判断DIは前月差0.5ポイント上昇の48.5となり、先行き判断DIは前月差0.7ポイント低下の48.1となった。

今回の調査結果に示された景気ウォッチャーの見方は、「景気は、持ち直している。先行きについては、価格上昇の影響等を懸念しつつも、持ち直しが続くとみられる。」とまとめられる。

I. 全国の動向

1 景気の現状判断DI（季節調整値）

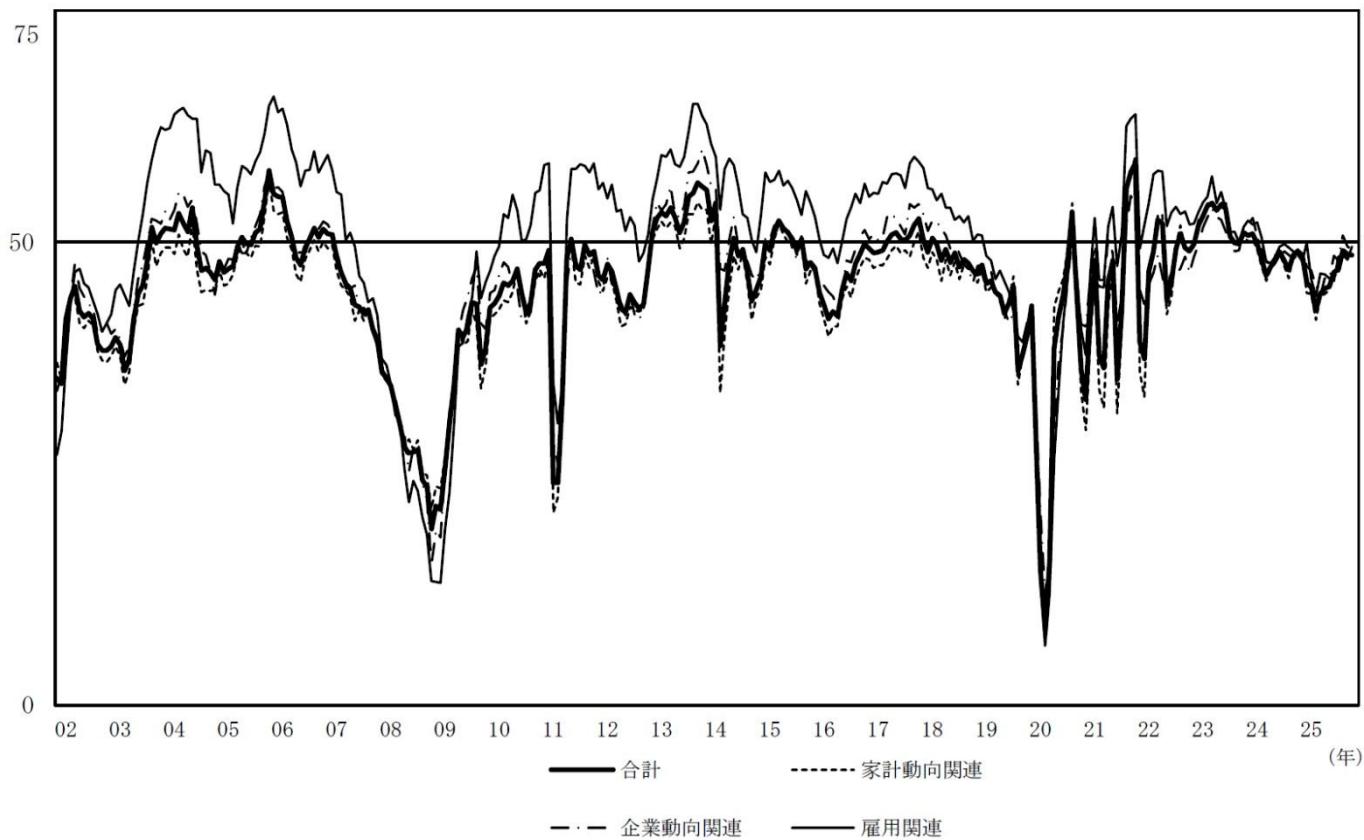
3か月前と比較しての景気の現状に対する判断DIは、48.6となった。雇用関連のDIは上昇したものの、家計動向関連、企業動向関連のDIが低下したことから、前月を0.1ポイント下回り、2か月連続の低下となった。

景気の現状判断DI(季節調整値)

(D I)	年	2025					
	月	7	8	9	10	11	12
合計		45.2	46.7	47.1	49.1	48.7	48.6
家計動向関連		44.8	46.3	46.6	48.7	48.5	48.2
小売関連		43.9	45.4	45.7	48.2	48.3	46.5
飲食関連		42.8	45.6	44.6	44.4	41.6	48.1
サービス関連		46.9	48.6	48.7	50.8	51.3	51.8
住宅関連		44.9	43.7	49.0	47.8	44.5	47.8
企業動向関連		46.0	48.5	48.0	50.7	49.5	49.2
製造業		46.2	48.2	46.8	49.3	46.6	48.2
非製造業		45.7	48.4	48.8	51.9	52.2	50.2
雇用関連		46.1	45.8	48.4	48.6	48.1	49.5

(D I)

景気の現状判断DI(季節調整値)



2

景気の先行き判断DI (季節調整値)

2～3か月先の景気の先行きに対する判断DIは、50.5となった。家計動向関連のDIは低下したものの、企業動向関連、雇用関連のDIが上昇したことから、前月を0.2ポイント上回った。

景気の先行き判断DI(季節調整値)

(D I)	年	2025						
	月	7	8	9	10	11	12	(前月差)
合計		47.3	47.5	48.5	53.1	50.3	50.5	(0.2)
家計動向関連		47.3	47.6	48.5	53.6	50.8	50.3	(-0.5)
小売関連		45.5	46.4	47.4	52.9	50.2	49.6	(-0.6)
飲食関連		50.0	49.2	52.4	53.6	51.8	49.6	(-2.2)
サービス関連		50.3	50.0	49.9	55.7	53.0	52.4	(-0.6)
住宅関連		47.0	45.5	48.2	50.2	45.0	46.2	(1.2)
企業動向関連		46.0	47.2	49.7	52.4	49.2	50.9	(1.7)
製造業		45.4	46.8	48.2	51.3	48.1	50.2	(2.1)
非製造業		46.1	47.3	50.5	53.5	50.5	51.7	(1.2)
雇用関連		50.2	47.8	46.1	50.7	48.7	51.4	(2.7)

II. 各地域の動向

1 景気の現状判断DI（季節調整値）

前月と比較しての現状判断DI（各分野計）は、全国12地域中、5地域で上昇、6地域で低下、1地域で横ばいであった。最も上昇幅が大きかったのは四国（6.4ポイント上昇）で、最も低下幅が大きかったのは北海道（3.5ポイント低下）であった。

景気の現状判断DI（各分野計）（季節調整値）

(D I)	年 月	2025 7	8	9	10	11	12	(前月差)
全国		45.2	46.7	47.1	49.1	48.7	48.6	(-0.1)
北海道		43.7	43.9	44.2	44.4	50.1	46.6	(-3.5)
東北		48.0	47.6	44.5	45.0	45.4	46.4	(1.0)
関東		45.9	47.7	46.5	49.2	48.9	48.7	(-0.2)
北関東		45.5	45.2	43.3	46.1	47.1	47.1	(0.0)
南関東		46.0	48.5	47.7	50.2	49.5	49.3	(-0.2)
東京都		48.1	51.3	51.9	53.9	53.6	51.4	(-2.2)
甲信越		45.0	44.6	46.1	47.5	42.9	48.9	(6.0)
東海		44.8	48.3	45.7	49.3	47.5	51.5	(4.0)
北陸		46.8	46.4	48.4	47.4	46.6	48.9	(2.3)
近畿		42.9	44.9	49.6	50.3	49.5	46.1	(-3.4)
中国		45.5	45.8	47.6	49.0	50.4	47.1	(-3.3)
四国		45.6	48.5	48.0	50.4	46.9	53.3	(6.4)
九州		44.6	47.2	47.7	48.8	51.6	49.5	(-2.1)
沖縄		56.1	54.5	55.5	54.4	55.7	52.3	(-3.4)

2 景気の先行き判断DI（季節調整値）

前月と比較しての先行き判断DI（各分野計）は、全国12地域中、5地域で上昇、6地域で低下、1地域で横ばいであった。最も上昇幅が大きかったのは四国（3.8ポイント上昇）で、最も低下幅が大きかったのは北関東（4.1ポイント低下）であった。

景気の先行き判断DI（各分野計）（季節調整値）

(D I)	年 月	2025 7	8	9	10	11	12	(前月差)
全国		47.3	47.5	48.5	53.1	50.3	50.5	(0.2)
北海道		46.3	44.3	46.9	52.2	49.9	48.0	(-1.9)
東北		50.2	47.7	46.6	51.3	49.1	50.1	(1.0)
関東		47.1	46.3	49.4	52.4	49.9	50.3	(0.4)
北関東		46.3	43.1	46.3	52.1	51.7	47.6	(-4.1)
南関東		47.4	47.4	50.4	52.5	49.3	51.3	(2.0)
東京都		50.2	50.5	53.5	54.8	52.1	52.8	(0.7)
甲信越		46.3	44.9	45.9	51.1	45.0	48.3	(3.3)
東海		46.0	48.6	48.1	52.1	50.5	49.1	(-1.4)
北陸		47.7	48.1	47.9	54.3	49.9	48.0	(-1.9)
近畿		44.9	46.8	46.5	52.8	49.2	48.8	(-0.4)
中国		47.9	46.2	48.4	52.6	50.7	50.7	(0.0)
四国		49.1	49.5	48.6	55.4	51.5	55.3	(3.8)
九州		49.1	48.7	50.8	54.2	50.9	53.4	(2.5)
沖縄		62.7	59.4	59.9	60.5	58.2	58.1	(-0.1)

景気ウォッチャー調査（令和7年12月調査）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営TOPICS」よりご確認ください。



令和8年度 税制改正

一個人所得課税・資産課税・法人課税・消費課税一

- 1. 令和8年度税制改正の概要
- 2. 個人所得課税の改正
- 3. 資産課税の改正
- 4. 法人課税の改正



■参考文献

与党税制調査会資料 政府税制調査会資料 国税庁ホームページ

※本資料は、令和7年12月19日に公開された「令和8年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したもので。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご留意ください。また、本資料中使用しているイラスト・画像につきましては、著作権で保護されているものがございますので、無断転載・転用はご遠慮ください。【監修】税理士 平川 茂

令和8年度税制改正の概要

令和8年度税制改正は、政府与党の新たな連立の枠組みの下、「強い経済」と「世界で輝く日本」の実現を最優先課題として掲げています。長引くデフレや低成長といった構造的課題を克服し、「投資が生産性を向上させ、その果実が分配されることで国民が豊かになる好循環」を税制面から強力に後押しすることが、今回の改正の大きな目的です。このような基本理念の下、今回の税制改正は以下の4つの大きな柱を中心に構成されています。

(1)足元の物価高への対応

足元の物価上昇から国民生活を守るため、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが新たに創設されます。

- **所得税の調整**：直近2年間の消費者物価指数の上昇率に基づき、基礎控除や給与所得控除の最低保障額を定期的に見直す仕組みが導入されます。
- **「178万円」への引き上げ**：中低所得者への配慮として、基礎控除の特例を活用し、所得税の負担開始水準を「178万円」へと先取りして引き上げられます。
- **生活に密着した基準の見直し**：通勤手当や食事の支給に係る非課税限度額など、長年据え置かれてきた税制上の基準額を網羅的に点検、引き上げが行われます。

(2)データに基づいた政策の推進(EBPMの推進)

租税特別措置について、EBPM (Evidence Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案) の観点から厳格な検証が行われます。

- **ゼロベースの見直し**：既存の措置をゼロベースで検証し、政策効果が低いものは廃止されます。
- **データによる立証**：インセンティブ措置については、データ分析によって政策効果が発現したことを厳格に立証することを求め、各省庁に説明責任を課します。
- **透明性の向上**：租税特別措置を適用している企業名の公表について、令和9年度の結論を目指して検討を進めます。

(3)「強い経済」を実現するための成長投資の促進

投資、生産性向上、分配の好循環を生み出すため、大胆な成長支援策が数多く講じられます。

(4)税制の公平性確保と地方の活性化

格差固定化を防止し、都市と地方が支え合う社会の構築を目指します。

2

企業経営情報レポート

個人所得課税の改正

令和8年度の個人所得課税は、物価高への対応や成長投資の促進、税負担の公平性確保を柱とした、近年でも大きな改正となりました。中でも目玉となるのは、自由民主党、公明党、国民民主党の間で交わされた3党合意にも盛り込まれている年収の壁の引き上げです。

この実現に向けて、所得税の基礎控除と給与所得控除が大きく引き上げられることになりました。また、物価高への対応として住宅ローン控除やNISA制度が拡充されるほか、「格差是正」の観点から、極めて高い水準の所得に対する税負担が見直されます。

■ 物価上昇局面における基礎控除等の対応**(1)改正の背景**

所得税の基礎控除は一定の金額に固定されており、現在のような物価上昇局面では、控除の実質的な価値が目減りしてしまうという課題があります。この課題を解決するため、今回の改正では物価の上昇に連動して基礎控除等の額を見直す仕組みが新たに創設されます。

また、2024年12月に自由民主党、公明党、国民民主党の間で交わされた3党合意には、所得税の負担開始水準、いわゆる年収の壁を178万円とすることが盛り込まれました。今回の改正では、この3党合意を実現するため、所得税の基礎控除と給与所得控除が引き上げられることになりました。

(2)改正の概要**①基礎控除の引き上げ**

物価高により控除額の実質的な価値が目減りしてしまうことに対応するため、「物価の上昇に連動して基礎控除等の額を見直す仕組み」が導入されます。

【物価の上昇に連動して基礎控除等の額を見直す仕組み】

- 基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗じることで調整する。
- 給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。
- 源泉徴収義務者等の事務負担に配慮し、見直しの結果、控除額に端数が生ずる場合には万円単位で調整するとともに、見直し初年は、月次の源泉徴収等では対応せず年末調整からの対応とする。

この改正により、令和8年分及び令和9年分の基礎控除については、直近2年間の消費者物価指数の上昇率が6.0%であったことを踏まえ、合計所得金額が2,350万円以下である個人の本則部分が4万円引き上げられ、62万円になります。

3 企業経営情報レポート

資産課税の改正

令和8年度の資産課税改正は、「財産の評価をより現実に即した、公平なものにする」という姿勢が鮮明に打ち出されています。特に大きな変更点は、マンションなどの貸付用不動産の評価方法です。これまで、市場価格と相続税評価額の大きな差を利用した節税が行われてきましたが、今後は亡くなる前や贈与の前5年以内に取得・新築された不動産については、従来の評価方法ではなく、取得価額を基に地価変動などを考慮した時価に近い評価額（時価の8割程度）へと改められます。

このほか、格差是正の観点から、教育資金を一括贈与された場合に認められていた非課税措置が廃止されることになりました。

■ 相続税等の財産評価の適正化

(1) 改正の背景

従来の財産評価基本通達による評価制度では、マンションなどの貸付用不動産の相続税評価額が、実際の市場価格（時価）よりも低くなる傾向があります。市場価格は主にその物件が生み出す「収益性」によって決まるため、賃貸状況が良いほど価値が上がるのに対し、税務上の評価は「借家人がいて所有者の自由が制限されている」という名目で評価額が差し引かれるため、賃貸割合が高いほど評価額が下がるという逆転現象が起きているからです。

このような価格差を利用して、相続直前に多額の借入金で不動産を購入し、相続税額を大幅に圧縮（あるいはゼロに）するスキームが広く利用されてきました。

そこで今回の改正では、貸付用不動産の評価方法が大きく見直されるとともに、現物不動産だけでなく、いわゆる「不動産小口化商品」の評価も見直しの対象とされました。

【貸付用不動産の価格差を利用した節税事例】



○各価額の比較

種類	構造等	取得日	①取得価額	②通達評価額	③鑑定評価額	かい離額 (① - ②)	かい離額 (③ - ②)	かい離率 ④取得/通達(1/2) ⑤取得/鑑定(1/3)
共同住宅	RC11階	R1.8.8	21.0億円	4.2億円	18.5億円	16.8億円	14.3億円	4.99倍 1.13倍

(政府税制調査会資料をもとに作成)

4 企業経営情報レポート 法人課税の改正

今回の法人課税の改正は、「強い経済」の実現に向け、企業の国内投資や賃上げを強力に促す「メリハリのある体系」へと転換している点が大きな特徴です。

過去の法人税率引き下げが必ずしも十分な投資や賃上げに繋がらなかった反省から、法人税率を引き上げつつ、高付加価値な設備投資や戦略分野（AI、量子等）の研究開発には大胆な減税措置が講じられます。

一方で、投資や賃上げに消極的な企業に対しては、租税特別措置（税の優遇）の適用を停止するなど、企業の行動変容を厳しく迫る仕組みが導入されます。積極的に挑戦する企業を重点的に支援する一。現政権のこうした姿勢が色濃く現れた改正となりました。

■ 特定生産性向上設備等投資促進税制

（1）改正の背景

「強い経済」を実現するには、企業が大胆な設備投資を行うことにより付加価値を生み出し、国際競争力を強化することが不可欠です。

近年、国内の設備投資は増加傾向にありますが、供給力不足の解消や人口減少下での持続的な成長を実現するためには、この動きをさらに加速させる必要があります。

こうした背景を踏まえ、従来の税制では対象とならなかった大規模かつ高付加価値な投資を後押しするため、全業種を対象とした「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されました。

（2）改正の概要

この制度は、青色申告書を提出する法人が一定規模以上の設備投資を行い、産業競争力強化法に基づく設備投資計画について経済産業大臣の確認を受けた場合に、当該設備について即時償却又は税額控除のいずれかを選択して適用できる制度です。

投資計画には投資額や投資利益率、資金調達手段、意思決定の体制などを記載する必要があり、計画の実現性が重視されています。

税額控除率は原則7%（建物、建物附属設備及び構築物は4%）、控除額は当期の法人税額の20%が上限とされています。また、控除限度を超える部分については、一定の要件の下で3年間の繰越が認められています。

この制度は、令和11年3月31日までに産業競争力強化法に基づく設備投資計画の確認を受けた法人が、確認日から5年以内に取得等を行い、事業の用に供した設備を対象としています。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:労務管理 > サブジャンル:会社と従業員の関係

従業員が交通事故を起こした場合

従業員が交通事故を起こした場合、会社にはどのような責任があるのでしょうか。

責任の範囲は、事故が業務中か時間外か、使用していた車が社用車かマイカーかによって変わってきます。

基本的に業務中の事故であれば会社にも責任が及びますが、業務と無関係な私的使用による事故の場合は、従業員本人のみが責任を負うことになります。

●従業員の社用車事故における責任について

従業員の責任	<p>[刑事上の責任] 交通事故を起こした従業員には、刑事上の責任が生じます。人を死傷させた場合、自動車運転過失致死傷罪が適用され、刑事罰を受けます。また飲酒運転やスピード違反などの悪質な運転の場合は、危険運転致死傷罪が適用され、より重い刑罰が科されます。</p> <p>[民事上の責任] 事故の加害者である従業員には、被害者への損害賠償責任が発生します。賠償の対象には、治療費、通院交通費、車両修理費用、代車費用などが含まれます。</p> <p>[行政上の責任] 事故を起こした従業員は、運転免許の取り消しや停止などの行政処分を受けることがあります。これは道路交通の安全確保を目的とした処分です。</p>
会社の責任	<p>会社の責任は「使用者責任」と「運行供用者責任」の2つに分類されます。</p> <p>[使用者責任] 従業員が業務中に事故を起こした場合、会社は使用者として責任を負います。これは民法715条に基づくもので、会社の指揮命令下で起きた事故について、会社も賠償責任を負うというものです。</p> <p>[運行供用者責任] 社用車による事故の場合、会社は車両の管理者として運行供用者責任を負います。これは自動車損害賠償保障法に基づくもので、業務時間外の事故であっても、会社が車両を提供している場合には責任が生じる可能性があります。</p>
会社の責任範囲 が変わる場合	<ul style="list-style-type: none">従業員が無断で私的に社用車を使用した場合会社の指示に反して運転した場合通常の使用範囲を大きく逸脱した場合

ジャンル:労務管理 > サブジャンル:会社と従業員の関係

法的に解雇が認められる場合

法的に解雇が認められるのは、どのような場合でしょうか。

解雇とは、会社からの一方的な労働契約の終了を指しますが、会社は自由に解雇を行えず、解雇には客観的で合理的な理由が必要です。勤務態度の問題や会社への重大な損害など、就業規則に定められた事由に該当する場合でも、30日前の予告や手当の支払いなど、適切な手続きが求められます。

解雇とは、使用者（会社）から申し出による一方的な労働契約の終了のことを指します。労働契約法第16条では、解雇には客観的に合理的な理由が必要で、社会通念上も相当と認められる必要があると定めています。そのため、1回の失敗や軽微な違反だけでは、通常解雇は認められません。解雇の正当性を判断する際には、総合的に考慮する必要があります。

■法律により解雇が禁止されている場合

[労働基準法]

- ・業務上の災害による療養中とその後30日間
- ・産前産後の休業期間とその後30日間
- ・労働基準監督署に申告したことを理由とする解雇

[労働組合法]

- ・労働組合活動を理由とする解雇

[男女雇用機会均等法]

- ・性別を理由とする解雇
- ・女性労働者が結婚・妊娠・出産・産前産後の休業をしたことなどを理由とする解雇

[育児・介護休業法]

- ・育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇

解雇について

解雇に必要な 就業規則

解雇を行うためには、まず就業規則に解雇事由を明確に定めておく必要があります。これは労働基準法で定められた使用者の義務であり、就業規則に解雇事由の記載がない場合、その解雇は無効となる可能性があります。

- ・重大な服務規律違反があった場合
- ・業務命令に従わない場合
- ・業務上の重大な過失により会社に損害を与えた場合
- ・無断欠勤が続く場合
- ・会社の信用や名誉を著しく傷つけた場合

[解雇事由]

就業規則に解雇事由を記載しているだけでは解雇は有効とはなりません。実際の解雇に際しては、その事由が客観的に合理的で、社会通念上相当であると認められる必要があります。